

役員等報酬規程

社会福祉法人 前橋至道会

社会福祉法人 前橋至道会 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人前橋至道会（以下「本会」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会及びその他会議に出席したときは、報酬として日額1万円を支給する。ただし、監事が監事監査を行った時はその報酬を3万円とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会及びその他会議、監事監査などに出席したときは、別に定める＜旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。